

の当該建替え病院用等建物の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用等建物の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 6 省 略

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第四十六条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前五年以上以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 6 省 略

（事業所内託児施設等の割増償却）

第四十六条の四 青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項又は第四項の規定に基づき同条第一項に

の当該建替え病院用等建物の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該建替え病院用等建物の普通償却限度額と特別償却限度額（当該建替え病院用等建物の基準取得価額（取得価額に政令で定める割合を乗じて計算した金額をいう。）の百分の十五に相当する金額をいう。）との合計額とする。

4 6 同 上

（障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等）

第四十六条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和四十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度において障害者を雇用しており、かつ、その障害者雇用割合が百分の五十（当該法人の雇用障害者数が二十人以上である場合には、百分の二十五）以上である場合には、当該事業年度終了の日において当該法人の有する機械及び装置（これに類するものとして政令で定める構築物を含む。）、工場用の建物及びその附属設備並びに車両及び運搬具（一般乗用旅客自動車運送業の用に供するもので政令で定めるものに限る。）のうち当該事業年度又は当該事業年度開始の日前五年以上以内に開始した各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）において取得し、又は製作し、若しくは建設したもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。）に係る当該事業年度の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、これらの資産の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）に相当する金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 6 同 上

（事業所内託児施設等の割増償却）

第四十六条の四 青色申告書を提出する法人で、次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）第十二条第一項又は第三項の規定に基づき同条第一項に

規定する一般事業主行動計画（同法第二条に規定する次世代育成支援対策として当該法人の雇用する同法第五条の労働者が利用することができる児童福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（以下この項において「託児施設」という。）の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。）を厚生労働大臣に届け出ているもの（次世代育成支援対策推進法第十二条第四項に規定する中小事業主（以下この項において「中小事業主」という。）以外の同条第一項に規定する一般事業主にあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）

（が、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に当該一般事業主行動計画に従つて当該託児施設を取得し、又は建設し、かつ、適用事業年度終了の日において当該託児施設が事業所内託児施設（その法人の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の財務省令で定める基準を満たしている託児施設をいう。）に該当するものとして財務省令で定めるところにより証明がされた場合には、当該適用事業年度終了の日において当該法人が有する当該託児施設（当該託児施設の設置のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）並びにこれと同時に取得し、又は製作した遊戯具その他の器具及び備品で財務省令で定めるもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「事業所内託児施設等」という。）に係る償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該事業所内託児施設等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該法人が中小事業主である場合には、百分の三十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 4 省 略

（優良賃貸住宅の割増償却）

第四十七条 省 略

2 省 略

3 法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成二十三年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十七条の高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良賃貸住宅

規定する一般事業主行動計画（同法第二条に規定する次世代育成支援対策として当該法人の雇用する同法第五条の労働者が利用することができる児童福祉法第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設（以下この項において「託児施設」という。）の設置及び運営に関する事項が定められているものに限る。）を厚生労働大臣に届け出ているもの（次世代育成支援対策推進法第十二条第三項に規定する中小事業主（以下この項において「中小事業主」という。）以外の同条第一項に規定する一般事業主にあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）

（が、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に当該一般事業主行動計画に従つて当該託児施設を取得し、又は建設し、かつ、適用事業年度終了の日において当該託児施設が事業所内託児施設（その法人の事業所の敷地内その他これに類する場所に設置されていることその他の財務省令で定める基準を満たしている託児施設をいう。）に該当するものとして財務省令で定めるところにより証明がされた場合には、当該適用事業年度終了の日において当該法人が有する当該託児施設（当該託児施設の設置のための工事によつて取得し、又は建設した建物及びその附属設備の部分に限る。）並びにこれと同時に取得し、又は製作した遊戯具その他の器具及び備品で財務省令で定めるもの（所有権移転外リース取引により取得したものを除く。以下この項において「事業所内託児施設等」という。）に係る償却限度額は、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該事業所内託児施設等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十（当該法人が中小事業主である場合には、百分の三十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 4 同 上

（優良賃貸住宅の割増償却）

第四十七条 同 上

2 同 上

3 法人が、高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行の日から平成二十一年三月三十一日までの間に、新築された同法第三十四条に規定する高齢者向け優良賃貸住宅のうち政令で定めるもの（以下この項及び次項において「高齢者向け優良

「という。」を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該事業年度における償却額の計算に關し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額に、次の各号に掲げる高齢者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

一 高齢者の居住の安定確保に関する法律第三十条第三項各号に掲げる事項が記載された同法第三十四条に規定する認定計画（同条に規定する認定支援施設のうち財務省令で定めるものの記載があるものに限る。）に基づき整備が行われた高齢者向け優良賃貸住宅 百分の四十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於ける法人税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年以上であるものについては、百分の五十五）

二 高齢者向け優良賃貸住宅で前号に掲げるものの以外のもの 百分の二十（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於ける耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の二十八）

4 省 略

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から平成二十

賃貸住宅」という。）を取得し、又は高齢者向け優良賃貸住宅を新築して、これを賃貸の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該高齢者向け優良賃貸住宅を賃貸の用に供した場合を除く。）には、当該法人の賃貸の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該高齢者向け優良賃貸住宅（当該事業年度における償却額の計算に關し第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間（当該高齢者向け優良賃貸住宅につき同法第三十六条第一項の承認を受けた場合における当該承認の日以後の期間（次項において「目的外使用期間」という。）を除く。）に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該高齢者向け優良賃貸住宅の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の二十八（当該高齢者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時に於ける同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の四十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

4 同 上

（特定再開発建築物等の割増償却）

第四十七条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和六十年四月一日から平成二十

三年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第二号又は第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 省 略

3 前二項に規定する特定再開発建築物等とは、第一号から第四号までに掲げる建築物に係る建物及びその附属設備並びに第五号に掲げる構築物（当該構築物と併せて設置される機械及び装置で財務省令で定めるものを含む。）をいう。

一 都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物のうち市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物として政令で定めるもの

二 五 省 略

4・5 省 略

（倉庫用建物等の割増償却）

第四十八条 青色申告書を提出する法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二

一年三月三十一日までの間に、特定再開発建築物等で新築されたものを取得し、又は特定再開発建築物等を新築して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該特定再開発建築物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該特定再開発建築物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該特定再開発建築物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十（当該特定再開発建築物等が第三項第二号又は第三号に掲げる建築物である場合には、百分の五十）に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

2 同 上

3 同 上

一 都市再開発法第二条第六号に規定する施設建築物（政令で定める部分を除く。）

二 五 同 上

4・5 同 上

（倉庫用建物等の割増償却）

第四十八条 青色申告書を提出する法人で、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第四条第一項に規定する認定を受けたもの又は同法第七条第一項に規定する確認を受けたものが、昭和四十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、物資の流通の拠点区域として政令で定める区域内において、倉庫業法第二条第二項に規定する倉庫業の用に供される倉庫用の建物及びその附属設備若しくは構築物のうち政令で定めるもの（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律第五条第二項に規定する認定総合効率化計画に記載された同法第二

条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

24 省 略

（植林費の損金算入の特例）

第五十二条 青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者に該当するものが、昭和五十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号に規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下この項において同じ。）をするための植林費（種苗費、植栽費及び地ごしらえ費その他造林のために必要な費用で政令で定めるものをいい、減価償却資産の取得に要した金額とされるべき費用を除く。以下この項において同じ。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において

条第三号に規定する特定流通業務施設であるものに限る。以下この項及び次項において「倉庫用建物等」という。）でその建設の後使用されたことのないものを取得し、又は倉庫用建物等を建設して、これを当該法人の事業の用に供した場合（所有権移転外リース取引により取得した当該倉庫用建物等をその事業の用に供した場合を除く。）には、その事業の用に供した日（以下この項において「供用日」という。）以後五年以内の日を含む各事業年度の当該倉庫用建物等の償却限度額は、供用日以後五年以内（次項において「供用期間」という。）でその用に供している期間に限り、法人税法第三十一条第一項又は第二項の規定（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定を含む。）にかかわらず、当該倉庫用建物等の普通償却限度額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項又は第四項に規定する政令で定める金額）と特別償却限度額（当該普通償却限度額の百分の十に相当する金額をいう。）との合計額（第五十二条の二の規定の適用を受ける場合には、同条第一項に規定する特別償却不足額又は同条第四項に規定する合併等特別償却不足額に相当する金額を加算した金額）とする。

24 同 上

（植林費の損金算入の特例）

第五十二条 青色申告書を提出する法人で森林法第二条第二項に規定する森林所有者に該当するものが、昭和五十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に、その有する山林につき同法第十一条第四項（同法第十二条第三項において準用する場合及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第二項の規定により読み替えて適用される森林法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による市町村の長（同法第十九条の規定の適用がある場合には、同条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者）の認定を受けた同法第十一条第一項に規定する森林施業計画（同条第四項第二号に規定する公益的機能別森林施業を実施するためのものとして財務省令で定めるもの及び同法第十六条又は木材の安定供給の確保に関する特別措置法第十条第三項の規定による認定の取消しがあつたものを除く。）に基づき、造林（植栽又は播種により森林を造成することをいう。以下この項において同じ。）をするための植林費（種苗費、植栽費及び地ごしらえ費その他造林のために必要な費用で政令で定めるものをいい、減価償却資産の取得に要した金額とされるべき費用を除く。）を支出した場合には、その支出した日を含む事業年度において、その支出した金額の百分

、その支出した金額（その支出した法人が政令で定める規模の法人に該当し、かつ、当該支出した金額のうちに当該事業年度において国又は地方公共団体から交付を受けた補助金又は給付金その他これらに準ずるものの対象となる事業に係る植林費の額がある場合には、当該植林費の額を除く。）の百分の三十五に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することを用いる。以下第八節までにおいて同じ。）をしたものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 省略

（特定災害防止準備金）

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	施設	費用
一 省略	省略	省略
二 鉱業法第二十一条に規定する許可又は同法第七十七条に規定する認可を受けた法人で露天掘による石炭の採掘の事業を営むもの	露天掘による石炭の採掘を行う場所等政令で定めるもの（以下この条において「露天石炭採掘場」という。）	当該露天石炭採掘場の石炭の採掘の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「露天石炭採掘災害」という。）

の三十五に相当する金額以下の金額で当該法人が損金経理（法人税法第七十二条第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る決算において費用又は損失として経理することを用いる。以下第八節までにおいて同じ。）をしたものは、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2 同上

（特定災害防止準備金）

第五十五条の六 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）において、当該各号の中欄に掲げる施設（以下この条において「特定施設」という。）に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、当該特定施設（合併（適格合併を除く。）又は分割型分割（適格分割型分割を除く。）により合併法人又は分割承継法人に移転する特定施設を除く。）につき積立限度額以下の金額を損金経理の方法により特定災害防止準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特定災害防止準備金として積み立てたときを含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

法人	施設	費用
一 同上	同上	同上
二 鉱業法第二十一条に規定する許可又は同法第七十七条に規定する認可を受けた法人で露天掘による石炭等の採掘の事業を営むもの	露天掘による石炭等の採掘を行う場所等政令で定めるもの（以下この条において「露天石炭等採掘場」という。）	当該露天石炭等採掘場の石炭等の採掘の終了後における災害の防止に要する費用（次項及び第四項において「露天石炭等炭その他政令で定める」という。）

「害防止費用」という。

2 前項において、積立限度額とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額をいう。

一 省 略

二 特定災害防止準備金が露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この号及び次項において「露天石炭採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭採掘場における石炭の採掘の期間又は当該露天石炭採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ 当該事業年度終了の時にあって、当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前事業年度等の終了の時ににおける当該露天石炭採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該露天石炭採掘場に係る露天石炭採掘災害防止費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

3 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額が当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る前項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき、又は当該法人の当該事業年度終了の日における当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額が当該露天石炭採掘場の露天石炭採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭採掘場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該特

鉱物をいう。以下この条において同じ。）の採掘の事業を営むもの

「採掘災害防止費用」という。）

2 同 上

一 同 上

二 特定災害防止準備金が露天石炭等採掘災害防止費用の支出に備えるため積み立てられる場合 次に掲げる金額のうち最も低い金額

イ 当該露天石炭等採掘場に係る露天石炭等採掘災害防止費用の額の見積額として政令で定める金額（以下この項及び次項において「露天石炭等採掘災害防止費用の見積額」という。）のうち当該露天石炭等採掘場における石炭等の採掘の期間又は当該露天石炭等採掘場に係る採掘予定数量を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

ロ 当該事業年度終了の時にあって、当該露天石炭等採掘場に係る露天石炭等採掘災害防止費用の支出に備えるため当該法人が政令で定めるところにより委託している信託財産の額から、前事業年度等の終了の時ににおける当該露天石炭等採掘場に係る当該信託財産の額を控除した金額

ハ 当該露天石炭等採掘場に係る露天石炭等採掘災害防止費用の見積額から、当該事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額を控除した金額

3 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人の当該事業年度終了の日における当該岩石採取場に係る特定災害防止準備金の金額が当該岩石採取場の採石災害防止費用の見積額と当該岩石採取場に係る前項第一号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるとき、又は当該法人の当該事業年度終了の日における当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額が当該露天石炭等採掘場の露天石炭等採掘災害防止費用の見積額と当該露天石炭等採掘場に係る同項第二号ロに規定する信託財産の額のうちいずれか低い金額を超えるときは、その超える金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

4 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該特

定災害防止準備金に係る岩石採取場又は露天石炭採掘場につき採石災害防止費用又は露天石炭採掘災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該岩石採取場における岩石の採取又は当該露天石炭採掘場における石炭の採掘を廃止した場合（次号に該当する場合を除く。）その廃止した日における当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

二 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場を移転した場合 その合併又は分割型分割の直前における当該岩石採取場又は当該露天石炭採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

三 五 省 略

6 八 省 略

9 青色申告書を提出する法人で第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 八 省 略

定災害防止準備金に係る岩石採取場又は露天石炭等採掘場につき採石災害防止費用又は露天石炭等採掘災害防止費用の額を支出した場合には、当該支出をした日における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額のうち当該支出した金額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

5 第一項の特定災害防止準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の四十五第一項の特定災害防止準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により当該岩石採取場又は当該露天石炭等採掘場を移転した場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあつては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 当該岩石採取場における岩石の採取又は当該露天石炭等採掘場における石炭等の採掘を廃止した場合（次号に該当する場合を除く。）その廃止した日における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

二 合併又は分割型分割により合併法人又は分割承継法人に当該岩石採取場又は当該露天石炭等採掘場を移転した場合 その合併又は分割型分割の直前における当該岩石採取場又は当該露天石炭等採掘場に係る特定災害防止準備金の金額

三 五 同 上

6 八 同 上

9 青色申告書を提出する法人で第一項の表の各号の上欄に掲げるものが、平成三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度（清算中の各事業年度を除く。）において、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその特定施設を移転する場合において、当該特定施設に係る当該各号の下欄に掲げる費用の支出に備えるため、当該特定施設ごとに、適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立の直前の時を当該事業年度終了の時とした場合に第二項の規定により計算される同項に規定する積立限度額に相当する金額以下の金額を特定災害防止準備金として積み立てたときは、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

10 八 同 上

(電子計算機買戻準備金)

第五十七條 青色申告書を提出する法人で電子計算機の本体及びこれに附屬する機器で政令で定めるもの(以下この条において「電子計算機」という。)の製造又は販売の事業を営むものが、昭和四十三年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、電子計算機の特別買戻損失の補てんに充てるため、当該事業年度の特定電子計算機貸付会社に対する電子計算機の販売に係る収入金額(合併(適格合併を除く。)及び分割型分割(適格分割型分割を除く。))により特定電子計算機貸付会社に対して販売した電子計算機の買戻しを行わないこととなる場合におけるその電子計算機の販売に係る収入金額を除く。)で第三項に規定する政令で定める特約に係るものの合計額と最近における当該特別買戻損失の実績とを基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により電子計算機買戻準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により電子計算機買戻準備金として積み立てたときを含む。)は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

2| 前項に規定する特定電子計算機貸付会社とは、電子計算機の製造又は販売の事業を営む三以上の法人(当該法人に連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人又は連結完全支配関係のある二以上の連結子法人が含まれている場合には、政令で定める三以上の法人。以下この項において同じ。)(が共同出資により設立した会社で、専ら当該三以上の法人から購入した電子計算機の貸付けを業とするものをいう。

3| 第一項に規定する特別買戻損失とは、電子計算機の製造又は販売の事業を営む法人が同項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機をその求めに応じ一定の期間経過後に買戻す旨の特約その他の政令で定める特約に基づいて買戻しをした場合におけるその買戻価額のうち当該電子計算機の製造原価又は売上原価に相当する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額以外の金額で各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入されたものに対応する損失をいう。

4| 第一項の電子計算機買戻準備金(連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻準備金を含む。)を積み立てている法人の各事業年度において前項の買戻しに係る電子計算機(昭和四十三年四月一日以後最初に開始する事業年度開始の日前に販売したものを除く。)について第一項

の特別買戻損失が生じた場合には、当該特別買戻損失の生じた日における電子計算機買戻損失準備金の金額（その日において同条第一項の電子計算機買戻損失準備金の金額（以下この項において「連結電子計算機買戻損失準備金の金額」という。）がある場合には当該連結電子計算機買戻損失準備金の金額を含むものとし、その日までにこの項若しくは第六項の規定により益金の額に算入された、若しくは算入されるべきこととなつた金額（同条第四項又は第六項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）又は前事業年度（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該法人のその前日を含む連結事業年度。次項において「前事業年度等」という。）終了の日までに次項の規定により益金の額に算入された金額（同条第五項の規定により益金の額に算入された金額を含む。）がある場合にはこれらの金額を控除した金額とする。以下この条において同じ。）のうち当該特別買戻損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻損失準備金の金額をその積み立てられた事業年度（連結電子計算機買戻損失準備金の金額にあつては、その積み立てられた連結事業年度。以下この項及び次項において「積立事業年度」という。）別に区分した各金額のうち、その積み立てられた積立事業年度が最も古いものから順次益金の額に算入されるものとする。

5| 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている法人の各事業年度終了の日における前事業年度等から繰り越された電子計算機買戻損失準備金の金額のうちに同日前五年以前に終了した積立事業年度において積み立てた金額（当該法人が適格合併又は適格分割型分割に係る合併法人又は分割承継法人である場合には、その適格合併又は適格分割型分割に係る被合併法人又は分割法人が同日前五年以前に終了した積立事業年度において積み立てた金額（当該法人が分割承継法人である場合にあっては、当該法人が引継ぎを受けた金額に限る。）を含む。）がある場合には、当該積み立てた金額（同日において前項の規定により益金の額に算入される金額を除く。）は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

6| 第一項の電子計算機買戻損失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻損失準備金を含む。）を積み立てている法人が次の各号に掲げる場合（適格合併又は適格分割型分割により、その適格合併又は適格分割型分割前に第二項に規定する特定電子計算機貸付会社に販売した第三

項の買戻しに係る電子計算機（以下この項及び第十一項において「特定電子計算機」という。）の買戻しを行わないこととなった場合を除く。）に該当することとなった場合には、当該各号に定める金額に相当する金額は、その該当することとなった日を含む事業年度（第二号に掲げる場合にあっては、合併又は分割型分割の日の前日を含む事業年度）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項後段の規定を準用する。

一 第三項に規定する政令で定める特約を有しないこととなった場合、その有しないこととなった日における電子計算機買戻失準備金の金額

二 合併又は分割型分割により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなった場合、その合併又は分割型分割の直前の電子計算機買戻失準備金の金額のうちその買戻しを行わないこととなった特定電子計算機に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額（当該特定電子計算機の買戻しの全部を行わないこととなった場合には、その合併又は分割型分割の直前における電子計算機買戻失準備金の金額）

三 解散した場合（合併により解散した場合を除く。）その解散の日における電子計算機買戻失準備金の金額

四 前二項、前三号、次項及び第八項の場合以外の場合において電子計算機買戻失準備金の金額を取り崩した場合、その取り崩した日における電子計算機買戻失準備金の金額のうちその取り崩した金額に相当する金額

7 第一項の電子計算機買戻失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻失準備金を含む。）を積み立てている法人が青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をした場合には、その承認の取消しとなった事実のあった日又はその届出書の提出をした日（その届出書の提出をした日が青色申告書による申告をやめた事業年度終了の日後である場合には、同日）における電子計算機買戻失準備金の金額は、政令で定めるところにより、その日を含む事業年度から当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（当該事業年度開始の日以後二年を経過した日の前日（以下この項において「二年経過日」という。）を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該事業年度開始の日の翌日から二年経過日までの間に最初に開始した連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度）までの各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、当該電子計算機買戻失準備金の金額については、前三項、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

8| 第一項の電子計算機買戻失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻失準備金を含む。）を積み立てている法人が、当該事業年度が連結事業年度に該当しない場合で、かつ、当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当していた場合において、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないとき（青色申告書の提出の承認を取り消され、又は青色申告書による申告をやめる旨の届出書の提出をしたことにより、当該事業年度の確定申告書等を青色申告書により提出できる者でないこととなった場合を含む。）は、当該事業年度終了の日における電子計算機買戻失準備金の金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。この場合においては、第四項から前項まで、第十項及び第十一項の規定は、適用しない。

9| 第五十五条の五第六項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

10| 第五十五条第十一項、第十二項及び第十三項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻失準備金を含む。）を積み立てている法人が被合併法人となる適格合併が行われた場合（第六十八条の五十第九項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十二項中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第五十七条第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十三項前段中「第六十八条の四十三第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条第五項」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十第九項において準用する第六十八条の四十三第十項」と読み替えるものとする。

11| 第五十五条第十四項、第十六項及び第十七項前段の規定は、第一項の電子計算機買戻失準備金（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十第一項の電子計算機買戻失準備金を含む。）を積み立てている法人が適格分割型分割により特定電子計算機の買戻しの全部又は一部を行わないこととなった場合（当該適格分割型分割に係る分割承継法人が当該電子計算機買戻失準備金を積み立てている法人の行わないこととなった当該買戻しを行うこととなった場合に限り、第六十八条の五十第十一項前段に規定する場合を除く。）について準用する。この場合において、第五十五条第十六項中「第六十八条の四十三第十項」とある

(保険会社等の異常危険準備金)

第五十七条の五 青色申告書を提出する法人で次の各号に掲げるものが、各事業年度(解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。)において、当該各号に定める法律の規定による責任準備金(第十二項において「責任準備金」という。)の積立てに当たり、保険(次条第一項に規定する原子力保険及び地震保険を除くものとし、異常災害損失の発生が見込まれるものとして政令で定めるものに限る。以下この条において同じ。)又はこれに類する政令で定める共済に係る異常災害損失の補てんに充てるため、政令で定める保険の種類又は共済の種類ごとに、当該保険又は共済の当該事業年度における正味収入保険料又は正味収入共済掛金を基礎として政令で定めるところにより計算した金額以下の金額を損金経理の方法により異常危険準備金として積み立てたとき(当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により異常危険準備金として積み立てたときを含む。)は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一五 省略

六 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百条の八第一項において準用する同法第十五条の十

七九 省略

218 省略

のは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「者でないとき」とあるのは「者又は第五十七条第三項に規定する政令で定める特約を有する者でないとき」と、同条第十七項前段中「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と、「第三項」とあるのは「第五十七条第五項」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十第十一項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と読み替えるものとする。

12 第一項に規定する法人が合併又は分割により設立された法人である場合における同項の特別買戻損失の実績の計算その他前各項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第五十七条の二 削除

(保険会社等の異常危険準備金)

第五十七条の五 同上

一五 同上

六 共済水産業協同組合連合会 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第百条の六第一項において準用する同法第十五条の三

七九 同上

218 同上

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の十 省 略

2 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の十第一項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」とする。

(商工組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である商工組合、商工組合連合会、事業協同組合及び事業協同小組合（中小企業等協同組合法第九条の二第七項に規定する特定共済組合を除く。）、協同組合連合会（同法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会及び同条第四項に規定する特定共済組合連合会を除く。）、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合並びに消費生活協同組合連合会のうち、その事業年度終了の日における出資金の額が政令で定める金額以下のものが、昭和三十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に終了する各事業年度（当該法人（その設立が、法律の規定により都道府県ごとに一個又は全国を通じて一個に限られているものを除く。）の設立の日（合併により設立された法人にあつては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日）以後十年を経過する日を含む事業年度後の各事業年度を除く。）において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含み、当該事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額を除く。）が同日における出資金の額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。）の百分の三十二に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

216 省 略

(農業経営基盤強化準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、農業経営基盤強化促進法第十二条

(中小企業等の貸倒引当金の特例)

第五十七条の十 同 上

2 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等又は同条第七号に規定する協同組合等の平成十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得の金額に係る同法第五十二条第二項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（当該内国法人が租税特別措置法第五十七条の十第一項（中小企業等の貸倒引当金の特例）の規定の適用を受ける場合には、同項に規定する政令で定める割合を乗じて計算した金額）の百分の百十六に相当する金額」とする。

(漁業協同組合等の留保所得の特別控除)

第六十一条 出資組合である漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合、森林組合連合会、商工組合、商工組合連合会、事業協同組合及び事業協同小組合（中小企業等協同組合法第九条の二第七項に規定する特定共済組合を除く。）、協同組合連合会（同法第九条の九第一項第一号又は第三号の事業を行う協同組合連合会及び同条第四項に規定する特定共済組合連合会を除く。）、生活衛生同業組合、生活衛生同業組合連合会、消費生活協同組合並びに消費生活協同組合連合会のうち、その事業年度終了の日における出資金の額が政令で定める金額以下のものが、昭和三十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に終了する各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保したときは、その留保した金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該事業年度終了の日における利益積立金額（当該事業年度において留保した金額を含み、当該事業年度に係る配当その他剰余金の処分により支出する金額を除く。）が同日における出資金の額の四分の一に相当する金額を超える場合には、当該政令で定めるところにより計算した金額のうちその超える金額に係る部分の金額を除く。）の百分の三十二に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

216 同 上

(農業経営基盤強化準備金)

第六十一条の二 青色申告書を提出する法人で、農業経営基盤強化促進法第十二条

第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第三項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）、農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を除く。）又は農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第二項第一号に掲げるもの（第三項において「認定農業生産法人等」という。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、同法第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十二条の第二項に規定する認定計画その他これに類する計画として政令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従って行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 省 略

2 8 省 略

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 省 略

2・3 省 略

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

第一項に規定する農業経営改善計画に係る同項の認定を受けた農地法第二条第七項に規定する農業生産法人（以下この項及び第三項において「認定農業生産法人」という。）、農業経営基盤強化促進法第二十三条第一項の認定に係る同条第七項に規定する特定農用地利用規程（第三項において「特定農用地利用規程」という。）に定める同条第四項に規定する特定農業法人（認定農業生産法人を除く。）又は農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第二条第二項第一号に掲げるもの（第三項において「認定農業生産法人等」という。）に該当するものが、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定期間」という。）内の日を含む各事業年度（解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。）の指定期間内において、同法第三条第一項又は第四条第一項に規定する交付金その他これに類するものとして財務省令で定める交付金又は補助金（以下この項において「交付金等」という。）の交付を受けた場合において、農業経営基盤強化促進法第十二条の第二項に規定する認定計画その他これに類する計画として政令で定める計画（第三項において「認定計画等」という。）の定めるところに従って行う農業経営基盤強化（同法第十二条第二項第二号の農業経営の規模を拡大すること又は同号の生産方式を合理化することをいう。以下この項において同じ。）に要する費用の支出に備えるため、次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額以下の金額を損金経理の方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てたとき（当該事業年度の決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合を含む。）は、当該積み立てた金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一・二 同 上

2 8 同 上

（土地の譲渡等がある場合の特別税率）

第六十二条の三 同 上

2・3 同 上

4 第一項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に、その有する土地等（棚卸資産に該当するものを除く。以下第八項まで及び第十項において同じ。）の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされたときは、適用しない。

一〇九 省 略

十 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から前号まで又は第十二号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から前号まで又は次号から第十六号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十二 省 略

十三 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした個人。第七項において同じ。）又は法人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位の承

一〇九 同 上

十 建築面積が政令で定める面積以上である建築物の建築をする事業（当該事業の施行される土地の区域の面積が五百平方メートル以上であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）を行う者に対する都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域のうち政令で定める地域内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から前号まで、第十二号又は第十四号から第十七号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十一 地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業を行う者に対する第六十五条の七第一項の表の第十二号の上欄のイ又はロに掲げる区域又は地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第六号から前号まで、次号又は第十四号から第十七号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十二 同 上

十三 大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法第三条第一項の認定及び開発許可を受けて一団の宅地の造成（同法第四条第一項第七号に規定する宅地開発事業として行われる一団の宅地の造成で政令で定めるものに限る。）を行う個人（同法第十三条に規定する計画の認定に基づく地位及び都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継（以下この号において「認定等に基づく地位の承継」という。）があつた場合には、当該認定等に基づく地位の承継に係る被承継人である個人又は当該認定等に基づく地位の承継をした個人。第七項において同じ。）又は法人（認定等に基づく地位の承継があつた場合には、当該認定等に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該認定等に基づく地位の承継をした個人。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第一号、第二号又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

十四 開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地（次に掲げる要件を満たすものに限る。）の造成を行う個人（都市計画法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である個人又は当該地位の承継をした個人。第七項において同じ。）又は法人（同法第四十四条又は第四十五条に規定する開発許可に基づく地位の承継があつた場合には、当該承継に係る被承継人である法人又は当該地位の承

継をした法人。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第六号から第八号まで又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ・ロ 省略

十四 省略

十五 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限り。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第七項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第九号まで又は前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ・二 省略

十六 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限り。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限り。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第九号まで又は第十二号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ・ハ 省略

5 前項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

継をした法人。第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（第六号から第八号まで又は第十二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ・ロ 同上

十五 同上

十六 一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限り。）の建設を行う個人（当該建設を行う個人の死亡により当該建設に関する事業を承継した当該個人の相続人又は包括受遺者が当該建設を行う場合には、当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者。次号及び第七項において同じ。）又は法人（当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る合併法人が当該建設を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る分割承継法人が当該建設を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。次号及び第七項において同じ。）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第九号まで、第十二号又は前二号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ・二 同上

十七 住宅又は中高層の耐火共同住宅（それぞれ次に掲げる要件を満たすものに限り。）の建設を行う個人又は法人に対する土地等（土地区画整理法による土地区画整理事業の同法第二条第四項に規定する施行地区内の土地等で同法第九十八条第一項の規定による仮換地の指定（仮に使用又は収益をすることができ権利の目的となるべき土地又はその部分の指定を含む。以下この号において同じ。）がされたものに限り。）の譲渡のうち、その譲渡が当該指定の効力発生の日（同法第九十九条第二項の規定により使用又は収益を開始することができる日が定められている場合には、その日）から三年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの間に行われるもので、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（第六号から第九号まで、第十二号又は前三号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ・ハ 同上

5 前項の規定は、法人が、平成四年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで

での間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間。第七項及び第八項において「予定期間」という。）内に前項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが事実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときに準用する。

この場合において、前項中「次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

6 省 略

7 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第四項第十二号から第十四号までの造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条並びに第四百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七條の二第二項及び第六十八条第一項その他法人税に

の間に、その有する土地等の譲渡をした場合において、当該土地等の譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間。第七項及び第八項において「予定期間」という。）内に前項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが事実であると認められることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときに準用する。

この場合において、前項中「次に掲げる土地等の譲渡に該当することにつき財務省令で定めるところにより証明がされた」とあるのは、「次項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する」と読み替えるものとする。

6 同 上

7 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした第四項第十二号から第十五号までの造成又は同項第十六号若しくは第十七号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間内に同項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなつた場合には、当該適用に係る土地等の譲渡をした法人に対し、遅滞なく、その該当することとなつた当該土地等の譲渡についてその該当することとなつたことを証する財務省令で定める書類を交付しなければならない。

8 第五項の規定（連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、第六十八条の六十八第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡（当該法人が合併法人である場合には、当該合併に係る被合併法人が第五項の規定（当該被合併法人の連結事業年度における土地等の譲渡にあつては、同条第五項の規定）の適用を受けた土地等の譲渡を含む。）の全部又は一部が予定期間の末日において第四項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当しない場合には、当該法人に対して課する同日を含む事業年度の所得に対する法人税の額又は清算所得に対する法人税の額は、法人税法第六十六条第一項から第三項まで（これらの規定を同法第二百二条第一項第二号において適用するものとする場合を含む。）、第九十九条並びに第四百四十三条第一項及び第二項並びに第四十二条の四第十一項、第四十二条の五第五項、第四十二条の六第五項、第四十二条の七第七項、第四十二条の九第四項、第四十二条の十第五項、第四十二条の十一第五項、第六十二条第一項、第一項、次条第一項、第六十七條の二第二項及び第六十八条第一項その他法人税に

関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9 法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十八條の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十四條の二第四項又は第六十八條の七十一第五項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十條の規定又は第六十四條から第六十五條の五の二まで若しくは第六十五條の七から第六十六條の二までの規定により損金の額に算入された金額（第六十五條の六の規定により損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四條の二第九項から第十二項まで（これらの規定を第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七第四項（第六十五條の八第十四項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七第十二項（第六十五條の八第十五項において準用する場合を含む。）、第六十五條の八第九項から第十二項まで、第六十五條の十二第十項から第十三項まで又は第六十五條の第十四第十項から第十三項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。

10 12 省 略

13 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで

の間にした土地の譲渡等については、適用しない。

第六十三條 省 略

2 6 省 略

7 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、適用しない。

関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の五の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額を加算した金額とする。

9 法人が土地等の譲渡（第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡（第六十八條の六十八第三項及び第四項の規定に該当する土地等の譲渡を含む。）を除く。）をした場合（第六十四條の二第四項又は第六十八條の七十一第五項の規定によりこれらの規定に規定する合併法人等が当該土地等の譲渡をしたその適格合併等（これらの規定に規定する適格合併等をいう。）に係る被合併法人、分割法人、現物出資法人又は事後設立法人からこれらの規定に規定する特別勘定の金額の引継ぎを受けた場合その他の政令で定める場合を含む。）における第一項の規定の適用については、当該土地等の譲渡につき法人税法第五十條の規定又は第六十四條から第六十五條の五の二まで若しくは第六十五條の七から第六十六條までの規定により損金の額に算入された金額（第六十五條の六の規定により損金の額に算入されなかった金額がある場合には、当該金額を控除した金額。以下この項において「損金算入額」という。）があるときは、当該損金算入額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額から控除するものとし、当該土地等の譲渡につき第六十四條の二第九項から第十二項まで（これらの規定を第六十五條第三項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七第四項（第六十五條の八第十四項において準用する場合を含む。）、第六十五條の七第十二項（第六十五條の八第十五項において準用する場合を含む。）、第六十五條の八第九項から第十二項まで、第六十五條の十二第十項から第十三項まで又は第六十五條の第十四第十項から第十三項までの規定により益金の額に算入された金額があるときは、当該金額に相当する金額を当該事業年度の譲渡利益金額に加算するものとする。

10 12 同 上

13 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成二十年十二月三十一日まで

の間にした土地の譲渡等については、適用しない。

第六十三條 同 上

2 6 同 上

7 第一項の規定は、法人が平成十年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間にした短期所有に係る土地の譲渡等については、適用しない。

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第六十五条の二 省 略

2 省 略

3 前二項の規定は、次の各号に掲げる場合に該当する場合には、当該各号に定める資産については、適用しない。

- 一 前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取壊し、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下この条において「公共事業施行者」という。）から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき、土地収用法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限る。）に基づき同法第十五条の十一第一項に規定する仲裁判断があつた場合、同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合若しくは同項第六号の規定による届出をする場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合

当該資産

二・三 省 略

4 10 省 略

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けないときは

(収用換地等の場合の所得の特別控除)

第六十五条の二 同 上

2 同 上

3 同 上

- 一 前二項に規定する資産の収用換地等による譲渡が、当該資産の買取り、消滅、交換、取壊し、除去又は使用（以下この条において「買取り等」という。）の申出をする者（以下この条において「公共事業施行者」という。）から当該資産につき最初に当該申出のあつた日から六月を経過した日（当該資産の当該譲渡につき、土地収用法第十五条の七第一項の規定による仲裁の申請（同日以前にされたものに限る。）に基づき同法第十五条の十一第一項に規定する仲裁判断があつた場合、同法第四十六条の二第一項の規定による補償金の支払の請求があつた場合又は農地法第三条第一項若しくは第五条第一項の規定による許可を受けなければならない場合若しくは同項第三号の規定による届出をする場合には、同日から政令で定める期間を経過した日）までにされなかつた場合

当該資産

二・三 同 上

4 10 同 上

(特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除)

第六十五条の三 法人（清算中の法人を除く。以下この款において同じ。）の有する土地又は土地の上に存する権利（棚卸資産に該当するものを除く。以下この款において「土地等」という。）が次の各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該法人が当該各号に該当することとなつた土地等の譲渡により取得した対価の額又は資産（以下この項において「交換取得資産」という。）の価額（当該譲渡により取得した交換取得資産の価額がその譲渡した土地等の価額を超える場合において、その差額に相当する金額を当該譲渡に際して支出したときは、当該差額に相当する金額を控除した金額）が、当該譲渡した土地等の譲渡直前の帳簿価額と当該譲渡した土地等の譲渡に要した経費で当該対価又は交換取得資産に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額との合計額を超え、かつ、当該法人が当該事業年度のうち同一の年に属する期間中にその該当することとなつた土地等のいずれについても第六十五条の七から第六十五条の九まで又は第六十五条の十一から第六十六条までの規定の適用を受けないときは、そ